



平成24年度 報酬改定に伴う事業所説明会 (日中活動サービス及び障害者支援施設)

川崎市健康福祉局障害計画課
施設支援担当

法定給付報酬改定の概要 ①



○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算を創設。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設。

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

○ 介護職員等によるたんの吸引等を評価。

各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援を評価。

法定給付報酬改定の概要 ②



- 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。
- 送迎加算〔新設〕
〔生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合〕
→ 27単位／回
- 国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）に倣って地域区分を見直し。
（平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。）

その他(抜粋)



- 生活介護
 - 営業時間減算(運営規程において4時間未満)
 - 延長支援加算
- 短期入所
 - 緊急短期入所体制確保加算、緊急短期入所受入加算の創設
 - 送迎加算の創設 片道186単位
- 施設入所支援
 - 土日等日中支援加算、栄養士配置加算の基本報酬化
 - 長期入院等支援加算の廃止、入院・外泊時加算の拡大(最大90日まで算定可能 9日目以降は別単価)
- 就労移行支援
 - 移行準備支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)の創設



市単独加算の改正について

改正内容(案)

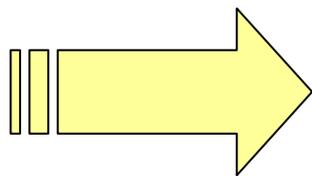


- 加算の届出等に係る記載の追加
- 生活支援型、就労支援型の類型の廃止
- 市単送迎加算の見直し
- 健康管理加算の見直し
- 療養介護に係る超重症児等加算の創設
 - ⇒ 重症心身障害児施設における加算単価を踏襲

加算の届出等に係る記載について

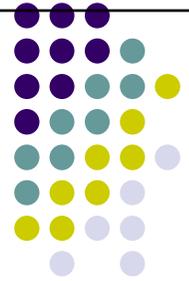


- 第4条3 前項の加算に係る算定の開始時期については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。また、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行わないものとする。



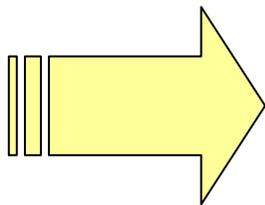
国加算の届出に係るタイミングに
準じる

生活支援型、就労支援型、 類型の廃止



(以下廃止項目)

- 第4条4 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のいずれかを実施する事業所は、事業所算定加算申出書(第6号様式)(以下「申出書」という。)により、生活支援型又は就労支援型を選択するものとする。



低所得、生活保護受給者の利用者負担無料化に伴い、実態に即した内容とするもの



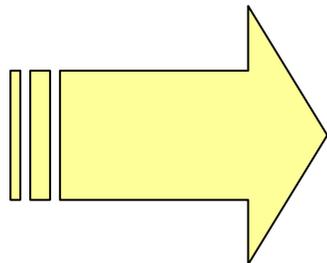
市単送迎加算の見直し①

- 平成24年より、国の送迎加算の創設
⇒ 片道27単位、一定数の重度者の送迎が必要な場合はさらに14単位加算
- 市単独加算として、すでに送迎加算を実施しているので、調整が必須となった

市単送迎加算の見直し②

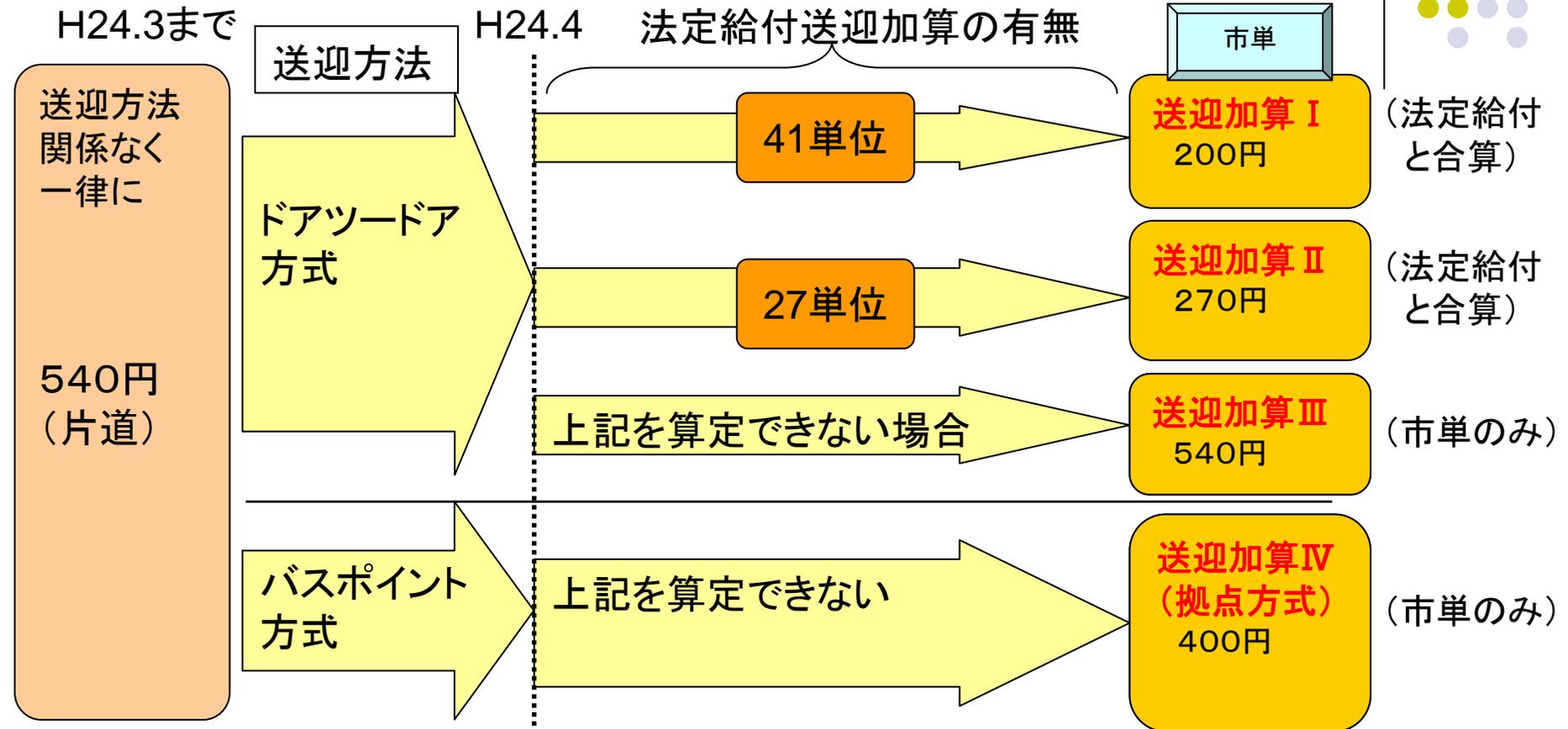


- 24年3月までの現状について
 - 重度者や医療ケアの利用者送迎の負担増
 - 居宅前~施設までの送迎(ドアツードア方式)と、駅前や一定の場所にバスストップを設ける(バスポイント方式)といった送迎方法の違い



一律の単価設定であったため、
このような現状に対応していなかった

市単送迎加算の見直し③



- 送迎の回数、送迎対象者の状態、送迎方法により、市単送迎加算の単位を4類型に設定

送迎加算その他注意点



- 請求時には、実績記録票に加算種別（Ⅰ～Ⅳ）を記載した上で利用者確認印をもらうこと
- 居宅前～施設までの送迎とは、狭隘なスペースで居宅前まで送迎車が入れない場合に、適切な配慮のもと、送迎をおこなった場合も含む

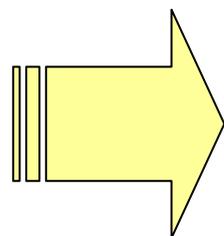


健康管理加算の改正について①

- 24年3月までの現状について

これまでの要件

看護師を常勤換算で1人以上配置して、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）



一律の単価設定であり、定員規模、重度者の有無等の現状に対応していなかった



健康管理加算の改正について②

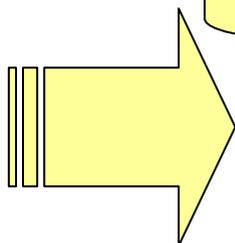
新単価票

定員区分	配置要件等	
	常勤換算 1人以上	常勤換算2人以上かまたは1人 以上で医療支援加算対象者2 人以上
0～20人	580	640
21～40人	520	600
41～60人	460	560
61～80人	400	520
81人以上	340	480

健康管理加算 I

健康管理加算 II

看護師の配置人数、加算の要件対象者の有無、及び定員区分により、単価を類型化



健康管理加算の改正について③



- その他の改正点について
 - いわゆる常勤的非常勤(1日6時間以上かつ20日以上勤務)要件に該当する場合にも、健康管理加算Ⅰの単価に0.7倍した単価を算定可
 - 「看護師が勤務していない日は算定不可」という要件を廃止する
 - 生活訓練における看護師配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を算定すること

今年度の支援体制加算の 申請について



- 4月19日より、「障害福祉情報サービスかながわ」に申請書をアップ
- 提出期限は4月30日まで
- 申請書中、看護職員、栄養士の常勤換算の計算については、体制届(4月11日までに提出済み)の内容に合わせること
 - ⇒ 看護師等、必置でないサービスで記載がない場合には、新たに当該職の配置が分かる体制届等を添付すること



新年度請求事務に向けた注意点について

法定給付の改定に係る対応



- 簡易入力システムの新バージョンリリース
- 新規実績記録票の利用
(「らくらく」の厚生労働省通知等に様式アップ)
⇒ 追加記載内容を確認できれば、現状の様式
のままでも可



市単加算の改定に係る対応

- 定率加算の単価変更
⇒法定給付の基本報酬改正に伴い、定率加算の単価に変更あり
- 送迎加算、健康管理加算等、新規加算のサービスコードの確認必要
 - 今月中を目処にサービスコード一覧をらくらくにアップロード
 - 5月1日からは、かながわシステムの基準額情報照会からもサービスコードの検索が可能